

県民の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための情報を提供いたします。

一般社団法人三重県薬剤師会

◇新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」

～5つのお願い～

■措置実施期間：令和2年4月20日（月）～同年5月6日（水）

■対象区域：三重県全域

県民の皆様におかれましては、ご自身や大切な家族、友人の“命と健康”を守るため、新型コロナウイルス感染症を他人事ではなく、我が事としてご認識いただき、ご協力をお願いいたします。

■実施する措置の内容

（1）感染防止対策徹底のお願い

- ① 外出自粛の徹底
- ② 県外から三重県への異動自粛の呼びかけ
- ③ 衛生管理と体調管理の徹底
- ④ 3つの『密』の回避、人との距離の確保

（2）企業へのお願い

- ① 感染防止対策の徹底
- ② 在宅勤務等の積極的な活用
- ③ 休暇等への配慮

（3）イベント開催自粛のお願い

（4）事実に基づく冷静な対応のお願い

- ① 人権への配慮等
- ② 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

（5）休業要請等へのご協力のお願い

詳細はこちら→三重県：<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066.htm>

■休業要請 相談窓口

059-224-2335

・概要については、下記のページをご覧ください。

参考：[「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金について」](#)

■宿泊予約延期協力金 相談窓口

059-224-2520

・概要については、下記のページをご覧ください。

参考：[「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金について」](#)

■新型コロナウイルス感染症に関するご相談

薬務感染症対策課 059-224-2339（ほか）

・保健所や帰国者・接触者外来センターの電話番号は[こちら](#)

■新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

三重県人権センター 059-233-5500

・受付時間等概要については下記ページをご覧ください。

参考：[「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」](#)

その他 新型コロナウイルス感染症に関する情報

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

日本薬剤師会：<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/virus.html>